

黒川地域行政事務組合議会会議録

平成29年12月27日 第5回定例会

黒川地域行政事務組合

第5回黒川地域行政事務組合（定例会）

平成29年12月27日（水曜日）

出席議員（16名）

1番	金子透君	2番	浅野直子君
3番	浅野俊彦君	4番	千坂裕春君
5番	佐藤貢君	6番	大友三男君
7番	和賀直義君	8番	千葉勇治君
9番	高橋正俊君	10番	山路清一君
11番	藤巻博史君	12番	堀籠英雄君
13番	早坂豊弘君	14番	佐々木春樹君
15番	若生寛君	16番	平渡高志君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条による説明のための出席者

理事長	浅野元君
理事	田中学君
理事	若生裕俊君
理事	萩原達雄君
教育長	上野忠弘君
代表監査委員	熊谷喜久雄君
助役	佐野英俊君
総務課長	阿部愛子君
財政課長	佐々木匡子君
会計管理者	明石良孝君
財政課副参事	佐藤初雄君
業務課長	櫻井浩君
兼教育次長	
業務課参事	

消防本部 消防長 千 葉 清 君
消防本部 次長 坪 子 一 夫 君
消防本部 総務課長 佐 藤 喜 好 君

職務のため議場に出席した職員

総 務 課 主 事 三 浦 高 広 君
総 務 課 主 事 野 口 綾 君

議事日程

平成29年12月27日（水曜日） 午前 9時30分 開会

第 1	会議録署名議員の指名……………	3 頁
第 2	会期の決定について……………	3 頁
第 3	諸般の報告……………	3 頁
第 4	一般質問……………	6 頁
第 5	議案第24号……………	25 頁
第 6	議案第25号……………	26 頁
第 7	議案第26号……………	27 頁

午前11時12分 閉会

本日の会議に付された事件

- 議案第24号 特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第25号 職員ゝ給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第26号 平成29年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）

午前9時30分 開会

○議長（平渡高志君） それでは、ただいまの出席議員は16人です。ただいまから平成29年第5回黒川地域行政事務組合議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平渡高志君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は議会会議規則第118条の規定により、13番早坂豊弘君、14番佐々木春樹君を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（平渡高志君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、12月22日に開催されました議会運営協議会における協議結果を受け、本日1日間としたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平渡高志君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（平渡高志君） 日程第3、諸般の報告を行います。

理事長より報告事項がありますので報告していただきます。理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） 皆さん、おはようございます。

それでは、諸般の報告でございますが、配付しています資料でございますとおり、今回につきましては議決事件に該当しない病院事業におけます契約についてでございます。担当課長より報告させていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（平渡高志君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） それでは、諸般の報告をいたします。

お手元の諸般の報告をお開き願います。

議決事件に該当しない契約について議会に報告するものであります。

今回、報告するものにつきましては、地方公営企業法第40条では地方公営企業の業務に関する契約、財産の取得に関しては議会議決を要しないものとされています。6月の臨時議会においても報告していただいたとおり、病院事業会計についても条例規定に該当しない契約等について議会に報告するものでございます。

それでは、1ページをお開きください。

報告案件は3件でございます。

1番目は、回復期病棟スプリンクラー設備設置工事でございます。契約方法は指名競争入札で3者を指名し3者の入札参加となりました。入札結果については表記のとおりであります。結果ですが、予定価格4,700万円、落札額4,650万円、落札者は東北ノーミ株式会社となりました。この事業につきましては、宮城県有床診療所等スプリンクラー等施設整備補助金により全額補助されるものでございまして、補助額も全て公開されているものであります。

次は、医療機器2点の報告です。

まず、MR I・磁気共鳴診断装置の更新ですが、契約方法については一般競争入札で2者からの申請がありました。入札結果につきましては表記のとおりであります。予定価格については1億3,400万円、落札額は1億3,340万円、落札者は東京都に本社を置きますエム・シー・ヘルスケア株式会社でございます。

次に、臨床生化学自動分析装置です。契約方法につきましては、指名競争入札で9者を指名し5者の入札参加となりました。入札結果につきましては表記のとおりであります。結果ですが、2回目の入札の結果、予定価格、落札額ともに1,796万円となりまして、落札者は大和町にあります東北化学薬品株式会社仙台支店となりました。

以上が議決事件に該当しない契約について議会報告でございます。よろしく願いいたします。

○議長（平渡高志君） これで理事長の報告を終わります。

理事長より、提出議案の説明を含め挨拶を求めます。理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） 皆さん、改めましておはようございます。

第5回黒川地域行政事務組合議会に当たりまして御挨拶を申し上げたいと思います。

本日ここに、平成29年第5回黒川地域行政事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御多用中にもかかわらず御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

初めに、ごみ焼却炉建設工事につきましては、今月21日に火入れ式が行われ、焼却炉耐火物の乾

燥を目的といたします乾燥だきが開始され、さらに搬入ごみの受け入れにつきましては新施設のごみピットへの投入を始めておりまして、年明け1月7日からの試運転に向け順調に進んでおりますので御報告申し上げたいと思います。

また、これらのごみ焼却炉更新事業を進めてまいります中で、地元の要望を受け、地域振興事業として進めてまいりました金取北公民館の建てかえ及び駐車場を兼ねましたチェーン脱着場の整備につきましても事業を完了しておりますので、御報告申し上げたいと思います。

なお、報道されております本日午後に予定の8,000ベクレル以下の農林業系廃棄物の処理に關します知事等試験焼却予定4圏域の管理者の首長の会合につきましては、急遽連絡がございまして通知がございましたので、理事会を代表して午後から出席してまいりたいと思っております。

次に、年末年始におけます各施設の業務予定について御報告申し上げます。

火葬業務につきましては、12月31日まで、年明けは1月4日からの業務といたしまして、環境衛生センターのし尿等の受け入れにつきましては12月28日まで、環境管理センターのごみの受け入れにつきましては関係町村の収集業務に合わせ年内は12月30日まで行い、両センターとも年明けは1月4日より通常の受け入れとしております。

また、消防部門につきましては、年末26日から年明けの1月5日までを年末年始特別警戒期間として火災予防に努めてまいります。

黒川病院につきましては、救急患者対応を除きまして年内の診療は28日まで、年明けは1月4日より通常の診療を行うこととしております。

それでは、本日提出しております議案につきまして、その概要を御説明申し上げたいと思います。

初めに、議案第24号は、平成29年8月の人事院勧告に準じ、常勤の特別職の期末手当の支給月数を改正するために、特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第25号は、同じく人事院勧告に準じまして、行政職給料表及び医療職給料表、勤勉手当の支給月数について改正するために、職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第26号一般会計補正予算につきましては、87万5,000円を追加し、歳入歳出の総額を38億7,487万3,000円とするものであります。

衛生費の清掃費につきましては、し尿処理施設の処理棟雨漏れ修繕に要する経費等85万円を追加計上するものでございます。

教育費につきましては、黒川郡連合青年団黒川チャリティコンサート実行委員会よりいただきま

した御寄附を備品購入に充てるため追加計上するもので、改めましてお礼を申し上げますとともに有効に使わせていただきたいと思います。

また、債務負担行為といたしまして、最終処分場維持業務につきまして新たに契約を進めるため、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

以上が提出しております議案の概要でございますが、何とぞ慎重に御審議をいただきまして御可決賜りますようお願い申し上げます。

なお、定例会閉会後にごみ焼却炉の完成に伴います今後のごみ処理計画など4件について、全員協議会の開催を予定させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第4 一般質問

○議長（平渡高志君） 日程第4、会議規則第60条の規定に基づき一般質問を行います。

発言を許可します。4番千坂裕春君。

○4番（千坂裕春君） おはようございます。早速、一般質問を開始いたします。

公立黒川病院のトイレについて。

平成9年公立黒川病院開院時のトイレは現在も和式トイレで、利用者から洋式トイレの設置の要望が多数寄せられています。あわせて、老朽化によると見られる悪臭の改善の要望も多数寄せられています。また、トイレのスペースも狭く利便性がよくないとの意見もいただいておりますが、改修を早急に行う必要があると考えますが、理事長の考えを伺います。

○議長（平渡高志君） 答弁を求めます。理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） それでは、ただいまの御質問でございますが、病院のトイレにつきましては入院病棟の各病室では全て洋式を設置しておりますが、それ以外の外来など来院の方々に使用いただくトイレにつきましては、10台のうち4台が洋式、6台が和式となっております。また、職員用につきましても8台ございますが、これは全て和式でございますことから、指定管理者側の要望と利用者の利便性に配慮して、平成30年度、来年度におきましてトイレの改修を計画、洋式化を図ることとして現在、平成30年度の医療機器の方針を初め設備関係の修繕に向け、予算編成に取り組んでいるところでございます。

改修に当たりましては、ここのトイレの状況を見ますと面積が制約されるなどといった課題もございまして、全てを改修するということではなく必要性を見きわめ、現状に応じた改修を進める

ことといたしております。以上でございます。

- 議長（平渡高志君） 再質問、答弁は質問席、答弁席にてお願いいたします。4番千坂裕春君。
- 4番（千坂裕春君） ただいま理事長から答弁がありましたけれども、やはり外来のトイレは新設
当時から洋式またはスペースも広い状況であります。売店に近い開設時のトイレというのは、男
子トイレは和式だけなんです。それで、男子が使っているときに後ろを歩いて和式のトイレになか
なか行きづらいというところもあって、スペースがすごく狭く、また場所的に売店があって、夏に
特に悪臭があって、もうちょっと奥に休憩のスペースがあるんですが、そちらまで悪臭が漂うとい
う状況で、何度か病院に要望事項として張り出されていた状況もある中で、理事長はどのような認
識でトイレのことを考えているのかなという観点からこの一般質問をさせていただきましたが、来
年度そういった計画があるということで安心しました。

やはり、病院というのは高齢者または体調が悪い方または足元をけがされて介助が必要な方もい
る中で、やっぱり安全に、または介助が可能な状況にしておかないと目的を果たさないという考え
から一般質問させていただきましたが、そういった計画があるということで安心しましたので、ゼ
ヒ対象に入っていることを願って一般質問を終わりたいと思います。以上です。

- 議長（平渡高志君） 以上で4番千坂裕春君の一般質問を終了いたします。

次に、1番金子 透君。

- 1番（金子 透君） それでは、通告どおり黒川消防本部庁舎について質問させていただきます。

同本部は、平成27年9月の関東・東北豪雨にて床上浸水し、庁舎内設備、備品及びポンプ車、救
急車、その他の車両など甚大な被害を受けました。その当時、百年に一度の豪雨で想定外だったな
どの声も漏れ聞こえましたが、しかし現在では一度経験した災害でありますから、もはや想定外な
どとは言えません。地域住民の貴重な財産が二度と同じ被害を受けないようにとの考えで、組合事
務所の移転が実施されたと思っております。同消防本部庁舎にこのような考えは当てはまらないの
でしょうか。

また、同本部庁舎は、昭和48年3月に竣工し供用開始されております。建築から既に44年が経過
し老朽化が著しい現状は誰の目にも明らかであります。早急に対処すべきと考えます。また、各地
の消防本部では、女性隊員の採用が進んでおりますが、同本部庁舎では対応できるはずもございま
せん。時代に即さない庁舎と言わざるを得ません。

黒川消防本部とは、黒川地域全体を俯瞰すれば広域的な防災活動の拠点であるべきと考えており
ます。まさに扇のかなめであるべきと思っております。しかしながら、同本部庁舎は浸水被害後の

2年間、何一つ改善されていないように見受けられます。方向性さえも示されておられません。地域住民の生命、財産を守り安全・安心を確保すべき消防本部でありながら、万が一の災害のとき、活動不能の状態になりかねない状況との認識であります。

以上のことを踏まえ、次の質問をいたします。

1つ、現在の黒川消防本部庁舎をどのように認識しておられるのでしょうか。

2つ、黒川消防本部において女性の採用をどのように考えているのでしょうか。

3つ、各理事の間で移転、建てかえの議論はないのでしょうか。

以上、3件お答えください。

○議長（平渡高志君） 理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） それでは、ただいまの御質問でございますが、消防本部庁舎につきましては、黒川地域に常備消防が誕生いたしました昭和48年から使用しております。建築から44年を経過しまして職員も増員され、手狭になっているのが現状でございます。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災におきましては増築箇所など大きなダメージを受けましたことから、平成25年度には大規模な耐震補強改修工事を実施しまして、消防庁舎全体を補強した次第でございます。

さらに、平成27年9月に発生しました関東・東北豪雨におきましては、庁舎1階が床上浸水となりまして消防車両4台が水没した次第でございます。

まず、消防庁舎のこのことについてどのように認識しているかということでございますが、ただいま申し上げたとおりの状況であると認識しております。

次に、女性消防隊員の採用でございますけれども、ことし2月定例会におきまして議決を賜りました予算の説明におきまして申し上げておりますが、女性消防隊員の採用に向け、今年度は黒川消防署大郷出張所にユニットバスを新たに設置し、女性専用の仮眠室、浴室、トイレ等の庁舎環境を段階的に整備したところでございます。今年度の採用試験への受験申し込みにおきましても、36人中お一人の女性から申し込みがございましたが、宮城県町村会に委託の一次試験で不合格でございまして、結果としまして平成30年度におけます女性消防隊員の採用につきましては実現しなかった次第であります。そのようなことで、女性消防隊員の採用につきましては今後とも進めてまいります。

3点目の理事会で移転、建てかえの議論はということでございますが、一昨年度から今年度にかけては事務所の移転に向けて進めてまいりましたが、消防本部庁舎につきましても、将来、指

令センターの更新時期も到来することなどを踏まえた問題意識を持つべきとの意見は出ていているところでございますが、現在のところ、正式な議題として検討している状況ではないという状況でございます。

○議長（平渡高志君） 1番金子 透君。

○1番（金子 透君） それでは、再質問いたします。

まず、女性の隊員の採用についてでございますが、世の中には女性と男性おおむね半分ずついるということで、当然、救急搬送される患者さんもおおむねでいえば男性女性半分ずつだろうと、その中には若い意識のしっかりとした女性の方もおられると。そういうときに、現在の救急隊員の方は一生懸命頑張っているのは理解するんですけども、やはり女性の救急隊員であれば気持ちも安定するだろうし、またお子さんについても同じようなことが言えると思うんです。やっぱり男性の手よりも女性の手ということで速やかに、合格、不合格もあることでしょけれども、さらなる動きを加速させるべきと考えます。

それから、今、宮城県で男女共同参画ということの事業をやっておりますが、防災・減災、実際災害発生したときに女性目線での避難所の運営等々、やっぱり女性の社会進出を強く行うような活動だと認識しております。そういうときに常備消防に女性がいることによって、各市町村の消防団であったり、いろいろな防災・減災の活動の人材育成の間違ひなく助けになると私は考えております。そういうことも含めまして女性を採用するにしても、確かに大郷を改造いたしまして女性の受け入れは可能になったかとは思いますが、先ほども申しましたように消防本部です。本部庁舎はあくまでもやはり扇のかなめのポジションでありますから、本部庁舎で対応してこそと私は思っております。改めて、この件ちょっとお答え願いたいと思います。

次に、本部庁舎の件でございますが、震災から2年たっております。まだ具体的な道筋は議論のテーブルには上がっていないということですが、救急緊急指令システムの更新に合わせたということとをさっき理事長お話ししましたけれども、十数年での更新となると恐らく六、七年後の更新時期を見据えた何らかの動きがあるのかなと私は理解したんですけども、その点、理事長お一人のお考えでの発言なのか、各理事さん皆さん合意の上での発言なのか確認させていただきたいと思っております。

もし、次回のデジタルの緊急指令システムの更新を逃すようなことになると、さらに十数年先送りということになるのではないかと危惧します。すると、六、七年後ですらもう建築してから50年を過ぎるわけですから、さらに十数年後ということは60年を過ぎるとなってしまうと思うんです。

やはり、費用の面を考えても、緊急のデジタルのシステムを更新してすぐに本部庁舎建てかえまずよでは、そのシステムを二度手間で作るようになると思うんです。余計な費用がかかると思います。やっぱり同時にしてこそ費用の面も最大限圧縮できると思っております。そういったことを考えれば、この先、黒行としてやる一大事業は消防本部の建てかえなんだということを黒行の意思として、スケジュール的なものをもうそろそろ表明すべきではないかと考えます。先延ばしにできない案件ではないかと思えます。

以上のことを考えまして、早急に理事会で各理事さんの意見の合意を見て、黒行の次なる事業は黒消本部の建てかえ事業に向けて行うんだという意思表示が必要ではないかと考えます。そこら辺のことを余り、ちょっと言葉は悪いんですけども、時間的なことを考えれば一度浸水してああいような被害に遭っているわけですから、私としては移転、建てかえが一番ベストと考えております。今、吉田川の工事をやっておりますので、あれが完成すればかなり浸水被害は防げるとの意見もありますけれども、相手は自然でありますから河床掘削して水の流れがよくなったとしても、やはり一度浸水被害を受けた土地はその被害がまたあるという想定のもとに計画すべきと考えます。その点、これからの消防本部建てかえ等々に関しての考え方、理事長だけでなく、もし可能であるならば消防担当理事である若生理事の御意見もお伺いしたいんですけども、以上、女性のことで建てかえの件と2件改めて質問いたします。

○議長（平渡高志君） 理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） まず、女性の登用でございますが、このことにつきましては、これまでも施設の問題はあったわけでございますけれども、女性を募集していないという状況ではございませんでした。たまたま応募がなかったとか、お受けいただいても残念な結果であったという状況でございますので、今までもそのとおりやってきておりますし、これからもそういった登用、男女という関係なくという意味でやっていきたいと思っております。

本部でというお話でございますが、本部につきましては、先ほど申したとおり非常に手狭な状況といえますか、今の状況でも職員もふえておりますしそういった状況で、消防になりますとどうしても仮眠室なりトイレなりそういった場所の制約もございますので、今、本部庁舎の今の建物でやるとなかなか女性というのは難しいのが現状と思っております。したがって、いろいろやるといったら語弊があるかもしれませんが、そういった可能なところからということで、まず大郷からスタートしているところでございます。

今後の募集につきましては、そういう考え方で男女関係なく、男女という区別なく募集をやって

いくということは、これまでもやっておりますし、これからもやっていきたいと考えております。

それから、建てかえの問題でございますが、いろいろな課題があろうと思っております。先ほど申しましたとおりの年数がたっていることもございますし、そういった手狭であるということもあります。将来的なことを考えていった場合に、今の状況でよろしいのか、建てかえが、おっしゃるとおり移転が必要なのか、そういったことをさまざまな観点から考えていかなければいけないと。そういった中で、先ほど指令センターのことを申し上げましたが、これもそういった課題の1つということで、そういったことも一緒に考えながら移転について考えていかなければいけないと、これだけが、これに合わせてという考え方ではございませんので、そういった課題もあるという中でいろいろ整理していかなければいけないんだと思っております。

黒川行政は、今、事務所はおかげさまで移転をしたところでございますけれども、今、そして焼却炉についてもやっと完成を見るという状況、消防あるいは浄斎場の問題とか病院についてもいろいろ課題がございます。そういったものは理事会で皆さんといろいろそういったことを計画しながら長期的な視野に立った中で計画的な進めはやっていかなければいけないと思っておりますので、なお議員の皆様方からの御意見もよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（平渡高志君） 消防担当理事若生裕俊君。

○理事（若生裕俊君） 私からも、それでは消防担当理事としてお答えさせていただきたいと思ひます。

先ほどいただいた金子議員の御質問、御意見につきましては、私も同じように認識しているところでございまして、やはり今の消防本部の建築年数が44年たっているという意味では、またおととの災害時の状況を踏まえれば、やはり検討しなければいけない大きな課題であるとは認識しております。また、先ほど理事長の答弁にもありましたように同じような認識は持っているところでございます。正式にまだ議題として議論はされておませんが、今後、そういう議論も必要になってくると認識しているところでございます。以上です。

○議長（平渡高志君） 1番金子 透君。

○1番（金子 透君） 先ほど、理事長答弁で緊急指令システムと建物と考え方として別々の考え方もあるんだというような答弁だったと思ひますけれども、たしか、去年だったか、消防本部の指令システムを拝見したときの説明では、12億円程度の財源でシステムの更新をデジタル化したと記憶しております。

済みません、もとい、当然、緊急指令のシステムですから1秒たりとも休むわけにはいかないと

ころでございます。ということは、移転、建てかえにしる現地に建てかえにしる、今のシステムを使いながら新たなシステムを整備して2台同時運用が可能な状態にして移転しなきゃならないという大原則があるわけです。そうするとき、例えば、システムを整備してほんの数年で建物が何かの原因でだめになりました、すぐに建てかえなきゃならないという事態が発生するようなふうになったとき、一度システムを整備した十何億円をもう一度新しい入れ物の中で整備しなきゃならないということが出てくることも想定できると思います。あくまでも、私は緊急指令システムと庁舎同時進行で考えるのが一番財源に優しい事業ではないかと思っております。そういった意味も含めて、早急にスケジュールを示すべきではないかなど。同じような質問に再度なってしまうんですけども、理事会のメンバーがどのように変わろうとも黒行の姿勢はこうなんだということを方針として早々に表明すべきだと思います。

ちょっと別の話になりますけれども、大崎の広域消防本部、整備が今始まろうとしておりますけれども、五十数億円です。規模はあのような規模にはならないのでしょうかけれども、やはり黒消本部庁舎、移転にしる現地に建てかえるにしる数十億円の事業規模になると思います。数十億円の事業規模のものを何のスケジュール感もなくぱっと立ち上げるのではなくて、やはり各市町村の負担金の割合の負担する金額のこともあるわけですから、富谷の議員がこれを言っちはちょっとあれなんですけれども、富谷市では約半分の負担になるのではないかと考えております。仮に、30億円の庁舎を建てれば10億円が本市の負担になるのではと考えております。そういったいろいろの各市町村の財政状況なども考慮すべきだと思います。

そういう財政状況を鑑みれば、早急にやっぱり黒行としての姿勢を示すべきと考えます。次年度予算編成されていろいろあるでしょうけれども、そういった、例えば、現地に建てかえ、移転、建てかえ、事業として起こすべきと考えております。改めてお答えいただきます。

○議長（平渡高志君） 理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） まず、黒川行政として計画を立てて進めていくと決定した場合には、当然、メンバーが変わったとしても、それはその形で行くというのが基本でございますので、そこは申し上げたいと思います。

それから、費用対効果ということはそのとおりだと思っております。行政の場合は、特に市町村が皆さん一緒になってやっているわけでございますので、それぞれの財政状況とかもございまして。

したがって、そういった部分から考えれば、当然、ある程度一定の先のこと、長期的な視野の中での計画性というのが求められると思っておりますし、これまでもそうやってまいった経過がござ

います。そのとおり財政だ、費用対効果とか、そういったことをしっかり考えてやっていくということをごさいますて、おっしゃるとおりだと思っています。

なお、計画の進め方等につきましては、先ほど申しましたが、消防の課題もごさいますけれども、大和町、黒川行政が持っていますほかの事業等々もごさいますので、そういったものを考えた中で総合的な考え方で進めていかなければいけないと思っておりますが、消防の庁舎に限らずなんです、黒川行政は今そういった更新期といいますか、そういったものが全部重なってきておりますので、そういったことはしっかり長期的な展望も踏まえた中で理事会で検討し、議会の皆様方の御理解をいただきながら計画的な進め方をしてまいりたいと考えております。

○議長（平渡高志君） 以上で1番金子 透君の一般質問を終了します。

次に、14番佐々木春樹君。

○14番（佐々木春樹君） 通告に従いまして質問させていただきます。

件名は住民バスの広域化ということであります。

趣旨内容ですけれども、住民の移動手段を各市町村は住民バスなどを運用して対応されております。しかし、黒川地域の公共交通機関は充実しているとは言えないのではないのでしょうか。行政事務組合の役割として、市町村単位で行うよりも市町村が共同で仕事をしたほうが合理的であるということを行う組織である。であれば、黒川地域の公共交通機関も黒行で担うべきではないかなと考えております。

通告の中に、郡内の高校生の交通機関困難であって志望校をあきらめることがあると記載してありますけれども、これは各町の中学生、高校生を持つ親御さんからもよく言われることで、なかなか表面化しないんですけれども、現状、登校できる学校を選んでいるので、あきらめているというよりも志望校がそうなんだという認識が多いのかなと思いますけれども、やはり通学できないということであきらめている、仕方なく私学に行っているというお話も聞くわけでありまして。そういったことも鑑みて、黒川広域でのバス運行を求めるという質問であります。以上です。

○議長（平渡高志君） 答弁を求めます。理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） それでは、ただいまの御質問でございますが、住民バスの運行につきましては、各市町村とも交通空白地帯の解消を1つの目的に、さらには各市町村の地域実情を考慮して、利用なされる住民の方々の足としての利便性が高い時間帯や路線での運行を目指して運行しているところでございます。

しかしながら、公共交通機関としての役割を果たしてまいります上で、これは限界もございます。

住民の皆様方の声を反映させ、利用実態に応じた路線の変更や他の自治体の住民バスへの乗り継ぎ調整を検討するなど、各市町村とも取り組んできているところでございます。

行政事務組合の共同事業として広域住民バスを運行してはとのことではございますが、確かに広域行政の狙いからいたしますと考えられるものでありますけれども、各市町村とも地域の実情に応じたそれぞれの自治体での考え方にて現在運行されておりますことから、市町村におけますそれぞれの課題がございますので、まずそのお互いの課題の整理と申しますか、そういったものが必要であるのではないかと考えます。

○議長（平渡高志君） 佐々木春樹君。

○14番（佐々木春樹君） 各市町村で対応していくのは当然であります。大衡村でもそういった質問をさせていただいておりますし、例えば、大衡ですと大崎市と共同して運行しているバスが1便ございます。また、大郷であれば利府や塩竈に出ているバスもございます。が、やはり広域的に黒川郡内でそういったバスをスムーズに利用できるようなれば住民サービスの向上になるのではないかと考えておりました。

また、黒行というか過去、黒川郡内で緑の未来産業都市くろかわの建設推進協議会というものがございまして、今も実在するわけですが、富谷市さんが事務局になっていると伺っています。平成五、六年に新交通システムというところで計画の調査を始めていると把握していますけれども、その後、いろいろな視察また講演などいただいて、平成十二、三年にはライトレールの調査もこの協議会で行っていたように確認しております。また、平成14年に中間報告まではいっているんですけども、その後の動きがまずない。また、その辺どうなっているのかなというところで調べてみたところ、黒川圏の広域推進協議会ということで、平成25年に住民バスについての視察も行っているようであります。

私の村の常任委員会でも、広域的に住民バスまたタクシーなどを利用して、デマンドタクシーを広域で運用している彦根市に視察に行ってみましたけれども、やはり住民、特に中心部ではないところから中心部に大病院があるところ、また大型スーパーがあるところにそういったものを利用して交通弱者対策を行っているというところであれば、過去にもそういった交通システムの調査など行っていたわけですから、今後、ますます人口もふえてきていますし需要もふえてきている中で、公共交通機関、会社的にこの地域で運用は難しいということで交通弱者が生まれているわけですので、この辺、行政で何とか手だてをしていければと。ここでやってみましょうとかという話にはならないとは思いますが、やはり理事会などを通じて、今後、今までしてきた調査、またこれか

らの交通システムのあり方、そういったところを検討していただけないかと思いますが、いかがですか。

○議長（平渡高志君） 理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） 先ほども申し上げましたが、今現在は各市町村でそれぞれ独自のバスをやっております。そこで行ったり来たりと申しますか、交互交流と申しますか、それもやっているわけですが、それぞれ目的が違っているといえますか、福祉であったり、大和町の場合はデマンドタクシーをやって一部バスという形でやったりということでございます。大和町の場合は、大和町のことを申し上げますとあれですが、黒川病院とか買い物する人たちのためにデマンドタクシーで、大和町に、吉岡に来ると申しますか、そういった形の流れの1つの考え方で今やっているところでございます。ほかの市町村におかれましても、それぞれの目的がいろいろあってやっておられる中で、そういったところで、でもいろいろ工夫しながら時間をつながせたりということをやっているところもありますが、これについてはある程度限界があるのではないかと考えております。

おっしゃるとおり、黒川圏域全体を見てやるというやり方ができれば、これは1つのいい方法だと思います。ただ、それは町村でやっているのはまた別な形で、その上に乗せるような大きな形の見方が必要になってくるのではないかというような気がいたしております。黒川圏域はかなり広いものですから、そういったもので前からいろいろ、緑の未来では軌道系という形で研究もやってきたところでございますが、なかなかそういった費用対効果の問題とかそういったもので課題があるということで、研究は進めておりますがなかなか進まない状況であるということです。

広域でやると今おっしゃられたとおりのそういった形のやり方、非常に大切なことだと思いますが、さっき言いましたそれぞれの市町村の課題もございしますので、それとは別個の中でやれるものなのか、それとも課題を調整しながらやれるものなのか、その辺の研究と申しますか、そういったものは必要だと思っています。

黒川圏域でデマンドの調査をしてきた経緯がございます。そういった調査につきましては、黒川圏域とかそういった形の中での調査とかそういったこともございますので、黒川行政の役割というものもありますけれども、黒川圏域でもそういった研究をするとか、そういったことを今後、別の組織にはなりますが、そういったところでの研究とかそういったことも含めて広域的な研究を進めていければと考えます。

○議長（平渡高志君） 14番佐々木春樹君。

○14番（佐々木春樹君） 皆さん考え方は同じだと思いますし、各市町村の状況もあると思いますが、

長きにわたって新交通システムまた広域的な公共機関、それからライトレールであったり地下鉄の延伸というものを目指した動きなどもございます。そういったところを加味して、ぜひ理事長おっしゃったとおりますます研究していただいて、今後の道筋を立てていただければと思います。以上です。

○議長（平渡高志君） 以上で14番佐々木春樹君の一般質問を終了いたします。

次に、8番千葉勇治君。

○8番（千葉勇治君） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

私は、放射性物質の汚染廃棄物の焼却処分場計画は速やかに断念することを求めまして、次の5点について執行部の考えをお聞きしたいと思います。

1番目として、当組合の焼却処理施設において、東京電力福島第一原子力発電所の事故によりまして生じた放射性物質汚染廃棄物の焼却処分計画が宮城県の指導のもとに進められており、試験焼却の準備が整ったと河北新報には報じられております。

しかし、これまで放射性物質は焼却によりバグフィルターで99.9%の放射性物質が除去されてきてきた環境省や県の説明が、その後の多くの学者の調査等によりまして誤っていたことが判明しております。そのことは、放射性物質を1カ所に集積し焼却することで空中に飛散する危険物質を周辺住民はもとより広範囲にわたり拡散させることとなります。これは郡民の安全・安心な暮らしを守らなければならない当組合の使命から大きく逸脱することにつながります。今、県内の多くの自治体では、住民理解が得られず焼却中止が広がる様相を呈しておりますが、当組合としても計画の速やかな白紙撤回を求め、理事長の見解をお伺いします。

2番目、事業実施者となる行政事務組合として、これまで99.9%を除去できるとしてきた上位機関の見解について、それが誤っていたことが認識されるまでの経過について、改めてこの場をおかりして申し上げておきたいと思っております。

県の村井知事が2016年11月に8,000ベクレル未満の放射性廃棄物を県内で一斉焼却する方針を出したことに對し、脱原発を目指す宮城県議の会に参加する議員が提案し、自民党の議員も賛同して宮城県議会の環境生活農林水産委員会は、バグフィルターで焼却炉の排気ガス中の放射能は99.9%除去できるとする環境省の根拠を検証するための参考人質疑を行っております。

まず、2017年の1月10日の参考人質疑では、バグフィルターで効率よく放射能が除去されている国立環境研究所のセンター長である大迫政浩氏がその根拠となる実験データを示されました。しかし、2月5日の参考人質疑では、宮古市の医学博士である岩見億丈氏がこのデータはバグ

フィルターのものではなく、繊維が特殊で厚さもはるかに薄い全く異質のフィルターでの実験だと指摘されました。それらの相違について、日本共産党の中嶋 廉議員が4月19日の委員会で引用に間違いがあったかどうか、大迫氏に文書で回答を求めることを提案しまして、全員一致で文書による照会を行うことが決まりました。その約3カ月後の7月11日付で、大迫氏から引用の誤りを認める回答が長谷川 敦環境生活農林水産委員長宛てに届きました。

この結果、外国の論文を引用した研究者が最初の間違いを犯していたことを、さらに大迫氏を初め環境省の放射性物質汚染廃棄物安全対策検討会の委員がそのことに気づかずに議論を進めていたという、まさに二重の誤りが浮かび上がってきたのであります。これは環境省の審議会委員の専門性がいかなものか、十分なのかどうか厳しく問われていると思います。

この99.9%の信憑性について指摘したさきの私の議会での一般質問に対する浅野理事長の答弁では、県に詳細にわたり確認すると約束されています。このことについてどのように確認されているのか、また、それをもし否定する考えがあるならば、その反論内容についてお聞きしたいと思います。

3番目、組合の廃棄物の処理及び清掃に関する条例は、国の廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、必要な事項を定めております。しかし、国の法律では、廃棄物には放射性物質及びこれによって汚染された物を除くとするのが明記されており、上位法に底触し問題ではないかと考えます。今回は8,000ベクレル以下のものは一般廃棄物だという県の指導のもとに見解のもとに当組合でも一般廃棄物ということでの理事会でのお話を進めたようでございますが、本当に8,000ベクレル以下では問題がないのか、そのことについてどのように確認されているのか、当組合としての考えをお伺いしたいと思います。

4番目、バグフィルターの能力評価の誤りにより、焼却処理することで放射性物質が空中に拡散し、焼却施設の周辺住民や郡民に対し内部被曝のおそれが十分に考えられます。例えば、今回、既に配られていると思いますが、13キロ圏内には、12の小学校が含まれております。13.4キロ以内には12校の小学校が含まれております。このように極めて危険な状況の中で、郡民の生命・財産を守る立場にある理事長としてどのような見解を持っているのか、改めて、1番目でも触れましたが、お伺いしたいと思います。

最後に、吉田地区に説明する中で、同意をもらう中で、3自治体ごとの400ベクレル以下の汚染物質の堆肥化や土壌還元の説明について、地元でこれは処理するから400ベクレル以上のものについては協力してくださいということでの吉田地区の同意をもらっているわけですが、その後、3自

治体でどのような説明がされているのか、私の住んでいる大郷ではまだ何もされていないというのが実態でございますが、このことについてどうなっているのかお伺いして、1回目の質問とさせていただきます。よろしくご答弁お願いします。

○議長（平渡高志君） 答弁を求めます。理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） それでは、ただいまのご質問でございますが、初めに計画の撤回ということでございます。このことでございますが、原発事故から6年以上が経過した現在もなお地域内には汚染廃棄物がいまだ一時保管され続けている状況でございます。汚染廃棄物の処理に当たりましては、汚染状況に応じた対応が必要になりますが、放射能濃度が8,000ベクレル以下の廃棄物につきましては、通常の廃棄物処理方法によって安全に処理できるものとされておりまして、地域内で大量に発生している稲わら、牧草などの農林業系廃棄物は一般廃棄物として市町村の責任で処理しなければならないものでありまして、通常の家庭ごみと同様の処理が可能であるにもかかわらず、いまだ一時保管を強いられている保管者の負担を一刻も早く解消することが必要であると考えております。

なお、放射性物質に汚染されました廃棄物の焼却につきましては、既に県内外で多くの処理実績がございますが、福島県内の仮設焼却炉を含めて基準値を超える放射性セシウムが排ガス中から排出された事例はないことから、これまで国や県で行ってきたバグフィルターに関する説明は信頼できうるものと考えております。

2点目の立証するための調査をどうしてきたかということでございますけれども、宮城県内外の焼却施設におけます実際の排ガス測定におきましても、基準値を超える放射性セシウムが排ガス中から検出された事例は過去にないことから、バグフィルターは十分な性能を有しているものと考えております。今回の焼却試験につきましては、議員御指摘の安全性の立証のためであり、そのために安全に安全を留意し1日最高1トンを5日間焼却しまして、その結果を数週間かけて検証し、徐々に濃度を濃くしながら8,000ベクレル以下の焼却について安全性を立証するものでございます。

3点目の組合条例法に抵触するのではとの御質問でございますが、放射性物質汚染対処特別措置法第22条の規定によって、国が処理する特定廃棄物以外の廃棄物は従来どおり廃棄物処理法に基づき処理されることになっております。したがって、上位法に抵触するものではないと考えております。

4点目の郡民の生命、財産を守る立場にある理事長としての見解とのごことでございますが、8,000ベクレル以下の廃棄物の処理の安全性につきましては、国が指定廃棄物の指定基準を定める過程に

において、通常の処理方法によって安全に処理することができることが確認されているところでございます。また、放射性物質に汚染された廃棄物の焼却につきましても、既に県内外で多くの処理実績がございますが、いずれも実際の測定により排ガスの基準超過がないことが確認されており、近隣で処分を終えております仙台市や岩手県の一関地区におけます試験焼却の放射能濃度測定結果を見ましても、バグフィルターが十分な性能を有することが裏づけられていると考えております。

一方で、いまだに一時保管を強いられている保管者の負担を解消するためにも、通常の処理方法で安全に処理することができる8,000ベクレル以下の廃棄物については、一刻も早く適正に処理する必要があるものと考えております。このような状況について、処理に関係する住民の皆様にご丁寧に説明することは大変重要なことと考えております。

5点目の3町村ごとの汚染物質の堆肥化や土壌還元に向けた進捗状況の御質問でございますが、保管されている農家の方へ説明し御理解をいただくなど、各町村で取り組んでいるところでございます。以上です。

○議長（平渡高志君） 千葉議員、途中でありますが、暫時休憩いたします。

休憩時間は10分間といたします。よろしく申し上げます。

午前10時30分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（平渡高志君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

8番千葉勇治君。

○8番（千葉勇治君） 再質問させていただきます。

まず、5つの件で執行部の考えをお聞きしたわけですが、少し混ざっているところもあるんですが、この順序に従って再質問させていただきます。

まず、撤回する考えはないということで粛々と進めると、地域の困っている方々の安全を考えた場合にはやるべきだということですが、地域からそれを撤去することによって1カ所に集中させる、それが果たして本当に地域の悩みを解消させることになるのか甚だ私は、それを集約させることによって、そのごみをためておくことをそこに集中して管理することができるのなら、ある程度は、ある程度というか完全に100%封じ込めておくことができるならいいんです。

しかし、99.9%で環境省なり県が信用して進めて、行政事務組合としても環境省、県の姿勢を、完全性を理解した中で認めたと。ところが、その後、99%が実際、理事長は今一関では10%云々

言っていますが、例えば、岩手県の宮古市や遠野市では、試験焼却では2割から3割が飛散しているということの数字も出ているんです、都合のいい数字を並べているようですが。実際、そういう点ではこの調査というのは極めて何が正しいかというよりも調査の仕方なり能力なり、あるいは材料によってかなり差が出ているということが実態なんです。

そんな中でも、国の研究センターが誤りを認めてもう99.9%ではなくなったという回答が、私たち間違いましたという回答が出ているわけです。それを前の議会で、そういうことについて理事長は県にそのことを確認して、調査して報告するということですが、さっきの答弁を聞いていますと、そのことをどのように確認して、どういうそこから新たな理事会としての考えが出てきたのか、何も見えていないんです。回答を聞いていますと前回と同じような解答だけです。

その点で、私は幾らか今回の間違ったフィルターの数値の問題をどのようにまず理事会として検討されたのか、それを私は求めたかったんですが、何もないと。そのことについて改めてお聞きしたいと思います。これは2番目でこれまでの経過についてかなり突っ込んだ内容を説明したわけですが、ここでは具体的に誤りが認められた文書も出てきて、そのとおりそっちこちの都合のいいデータをねっばして、そして環境省に都合のいいデータをつくって、それをまともに環境省でも点検することなく自治体に流しているという状況をどのように今回検討されて行政事務組合は確認されたのか、それをまずお聞きしたいと思います。

それから、安全性が確認されている、確認されていると何回も言っているわけですが、どういう形で確認されたと、私は、郡民の安全を考えるならば一方的に上からの報告だけではなく自治体が、行政事務組合がみずから安全性について確認する必要があると思うんです。何か自分たちで確認するような、安全だという確認をする調査をしたんですか。そのことについてお聞きしたいと思います。

実は、今回、こういうデータも出てきたんです。4番目の質問に関連するんですが、いわゆる内部被曝の問題です。地球科学の学術団体というのがありまして、これは日本地球惑星科学連合がニューズレターというのを発行しているわけですが、11月1日に出た、最近ですが、11月1日に発行された2017年度第3号に「福島原発内の反応と環境問題:最先端ナノ・ミクロスケール分析で挑む」という、九州大学の宇都宮 聡氏の論文が掲載されております。この論文では、放射性セシウムに富む微粒子に関するもので、その趣旨は電子顕微鏡で解説することにより、原子炉を廃炉にする工程に貢献できるという内容のものなんですが、問題なのは、放射性セシウムに富む微粒子による人間への健康への影響についてここでは書かれております。いわゆる塩化セシウムは水に溶ける

と、ですからある程度これまでも30.1年の半減期ということで、セシウムにはある程度時間を置けば流れていくというような理解をされていたわけですが、今回取り上げられているのは、この微粒子は金属が融合した核をガラス状の物質が覆っているもので水には溶けなくなると。したがって、この微粒子を人間が吸い込むと体内に長時間保持されますから内部被曝を引き起こし、論文を書いた宇都宮氏は、今後は微粒子の内部被曝に関する詳細な評価が求められると主張しているわけです。要は、いわゆるガラスがセシウムを囲むわけです。それが体内に入ると、それは今まで体内に入っても流れていくということも期待されていたんですが、そういう形になってくるとなかなか流れなくて体内にたまっていくと、そういうことがこのごろの研究で明らかになっているわけです。

それが研究所でも10%は、彼らの今まで99.9%と言っていた国立研究所が、今回はホームページにも90%という、内部被曝のことですから、理事長、例えば、90%は守られても10%は飛散するということは国でも認めているわけですから、その10%がこういう形で空気中に微粒子として飛んだ場合には、それが内部被曝するというところで極めて大変な状況になるわけです。これまでの被曝線量評価は、国際放射線の防護委員会が定めている実効線量係数に基づいて行われていたが、今回のこの微粒子の影響は考慮されていないと、宇都宮氏の論文で取り上げられている放射性セシウムに富む微粒子は直径が0.58から2ミクロンの大きさで、この程度の大きさの微粒子はバグフィルターをばんばんくぐっていくという報告なんです。もし少量であっても、たかが10%であっても放射性セシウムに富む微粒子の害悪が大きければ、焼却はもってのほかだと断言しているわけなんです。こういう論文も出てきているわけです。

そこで、実は、このことについては日本共産党の中嶋 廉県議が12月18日、ですから10日前、宮城県の環境型社会推進課の角屋課長に環境省に問い合わせるよう求めています。いまだに回答が来ないようですが、このことについては、きょう、河北新報の報道によると先ほども理事長からも話がありましたが、村井知事と会う予定ですが、そのことについてもどうなっているのかお聞きしておきたいと思います。

ぜひ、そういう点で内部被曝については極めて恐ろしい状況が日々出てきている中で、黒川行政事務組合としてこれが問題なしとした場合には、本当に後々の世代に影響を与える大きな責任が出てくると思うんです。これは理事長一人の責任じゃないんです。我々職員、議員も含めて、これをよしとした全議員、全担当者がかかわることですから、慎重にこのことについては対応すべきだと、そのことについて、一体県の報告を受け調査して、その後、理事会でどのような協議をされて撤回する必要がないという理事長の判断になっているのか。その辺について改めてお聞きしたいと思い

ます。よろしくお願いします。

○議長（平渡高志君） 理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） まず、初めの環境省の数字99.9という話でございますけれども、これにつきましては、バグフィルターといったわけでございますけれども、実際に別のフィルターであったというデータが出ていると確認いたしました。このことについて、バグフィルターとイコールではないというこの方のお話については、そういうことでその辺については、県にも確認しまして承知しているところです。

それで、そういった中ではございますけれども、これまで実際に実測といったものについてのデータ等々を再度確認いたしておりまして、そういった中で数値が出ておらないということ、あるいは職員ではありますけれども、施設に出向いていろいろな情報、お話を聞く、情報の提供をいただく等々の確認方法をとっているところでございます。

いろいろそういったデータがあるわけでございますが、今回の試験焼却、先ほども申しましたけれども、そういったデータの確認といいますか、そういったことも含めてのあくまで試験焼却ということでございますので、そういった中で試験焼却を進めたいと考えているところでございます。

3番目のことについては、私、今、議員からいろいろ専門的なこととお話いただきましたけれども、ちょっとそこまで承知しておりません。県で今確認中ということだそうですので、それはそちらにお任せするといいますか、私から何とも答えようがないものですから、申し訳ありませんが、これについては何ともお答えするデータも持ち合わせていないところでございます。

○議長（平渡高志君） 8番千葉勇治君。簡潔に質問をお願いします。

○8番（千葉勇治君） 私、簡潔になかなか言えないもので、それで理解してください。

理事長、私、答弁を求めているんじゃないんです。11月1日に出た論文について、今、あえて理事長からこの見解をどう思うかではなく、そういうことで県でも動いているようですから、きょう、せっかく会う機会があるようですから、県に行って、これがもし事実だとすれば、それこそ10%でも区域にいわゆるバグフィルターを通っていくということになれば、それが風向きによっては大和町、この役場までも来るんです。その13キロ圏内、先ほど皆さん方に行っていると思うんですが、環境管理センターから13.4キロのいわゆる富谷市の富谷市立東向陽台小学校の13.4キロ、これまでの間に小学校が12校入っているんです。それだけに大変な状況が、万が一そういうことが生じると子供たちに影響すると。現にチェルノブイリの子供たちの状況を見ても、何十年もたって今出ているわけですから。

そういう点で、県から言われたから、環境省から云々、ましてや地域の方々も大変困っているからということですが、一方で、国ではその地域の困っている方々に幾らでも助成を出すから完全な囲いをつくって、いわゆる半減期を待つようにということも一方でやっているわけですから、何も宮城県だけが急いで焼却して処分しなきゃならないということはないんです。安全処理するためには、各自治体で囲いをちゃんとつくって講習をさせてやっていけばできるわけですから、そういう点で、さも各地で困っていると言いながらも、その辺についてはまとめたことによってかえって今度そこに集中されることによって危険性がよけい増すわけですから、それは私は違うと思うんです。本当に危険性を考えるならば、行政事務組合の理事長として全地域でそれを何とか囲いをつくって対応するような姿勢を求めるべきだと思うんです。

そういうことで、99%についていわゆる誤りを認めたという先ほど理事長が答弁されましたが、認めたならば飛散するというのも一方では生じたわけですから、その飛散するという点について、ですから質問に答えていないんですが、その点について理事会で協議されているんですか。県に足を運んで調査したところ、環境省なり宮城県の当初のデータが間違っていましたと、実は幾らかでも飛散する可能性が出てきましたと、その点についてもう一度、焼却処理して8,000ベクレル以下のやつを焼却して対応するという点について皆さんどうやりますという理事会の経過について、私はお聞きしたんです。まさか理事長一人で決めているわけではないと思うので、合議の中でやっていると思うので、その辺どういう理事会で協議されて、県の1割のいわゆる誤りを認めた中でのその後の対策をどう考えているのか、それをお聞きしたいと思うんです。

それから、さっき吉田地区で、各自治体に400ベクレル以下は皆処理するという点で、それを条件に全てではないからということを受け入れてもらったと。しかし、各自治体では、今理事長の答弁を聞いておられますとやっているのではないかということですが、大郷でやっておりません。そういう3つの自治体が全て吉田地区にお願いするならば、せめて自分たちの地域では合意形成をして進めるというのが、私はもちろん反対、これは撤回するというのを求めるのですが、どうしてもそういうことで今までの流れを踏んでいくのであれば、全て3自治体ではその説明が終わって同意形成されていて、そして次なるものに焼却に入っていくのが流れだと思うんですが、それもされていないと。全然手順も踏んでいないで吉田地区への焼却だけが、試験運転だけが先行するというのは、これもまた甚だ私は問題だと。

そういう点で、今はもう少し時間を置いて、いっぱい今後出てきますから、6年、7年とデータが。これまで、そしてやはり99.9%なり90%のデータも、これは福島原発が出る前のデータだった

という、福島原発の事故が発生する前のデータが今のところ、まだそれが大きな資料としてあると。実態は、その後は今からなんです。ですから、焼却を黒川と仙南云々で2カ所だけが先行して云々というところもあるんですが、何も慌てないで、ゆっくりと調査の結果を踏まえて本当に安全だということになるまでせめて凍結するぐらいの、それも私は理事長の勇気だと思うんですが、その辺についてもあわせてお聞きしたいと思います。

まず、理事会でどういう誤りを認めた報告をなされて、どういう形で今回それでもやるということになっているのか。あと、各自治体のいわゆるセシウムについての理解が果たして吉田地区に説明したような手順をされているのか。そういうことも含めて、それから今最後に言った一番肝心な凍結するという方向に持っていくべきだと。実際、11月1日の論文はそういうことでもうセシウムそのものがガラス化されてそれが中に閉じ込められることによって、体内に入ってもそれはもうずっと体に残っていくということで大変恐ろしいことになってくると、そういうことも出ているわけですから、慎重な対応を私は望むべきだと思うんですが、答弁もらいたいと思います。

一体、バグフィルターが十分な性能を持っているという根拠がわからないんです。何を根拠にさっきのバグフィルターは十分な性能を持っているので問題ないと、何を根拠に言っているんでしょう。その辺を含めて答弁願います。

○議長（平渡高志君） 理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） まず、データにつきましてでございますけれども、99.何がしというものについて、これにつきましては先ほど申しましたとおり別のフィルターであったということがわかったということでございます。そういった認識はしているということで、間違ったデータということではなくて、フィルターが違うものであったという認識はしております。

それで、その運営について理事会でということでございますが、この事実は伝えて、当然皆さんわかっておられるわけございまして、そういった中で（「理事会はしていないんですか」の声あり）理事会の中でお話をしているということです。議題として載せているということではございませんけれども、そういった状況がございますので、こういったデータがあるという。

それで、それで進めるかということでございますけれども、先ほど申しましたとおり、実際のデータ、実際燃やしたやつデータといえますか、そういったものはございます。そういったものについて不検出であったりそういった数値が出ておりますので、そういったものを踏まえまして焼却という前提に立っているところでございます。また、それを確認するため、確認という言い方もおかしいんですが、試験焼却というのはそのためにあると思っております。

それから、町村の関係でございますが、ほかの町村の方々もそれぞれに努力されていると思っておりますが、大和町の場合を申し上げます、農家の方々に今お話をされていて、そして大和町の場合は堆肥化という考え方を持っております。いろいろ補助とかの関係がございますので、環境等の打ち合わせをしているところでございますけれども、そういった状況にあるということを申し上げますと思います。

それから、いろいろそういった中で理事会がどう判断するかということでございます。いろいろな御意見もある中ではございますが、我々、現在のところ、現在のところといいますか、理事会としまして議会にも御説明しているとおり、焼却という考え方で試験焼却をしていこうということで今進めているところでございます。データの確認等々にもなるかと思っておりますので、この形で進めてまいりたいと思っております。

○8番（千葉勇治君） 質問の中で、正式に理事会が各理事も見ているだろうではなく、理事長としてこういうデータの誤りがあったということを伝えて、今後どうするかという議題は持ったことないんですか。

○理事長（浅野 元君） 理事会の議題としてということでございましょうか。（「はい」の声あり）
議題としてという形での正式な載り方はやっておりません。

○8番（千葉勇治君） やっていないんだね。理事長で判断でやったということね、最終的に。

○理事長（浅野 元君） データにつきましては、その前に焼却という形で皆で進めていくということとで決定しているわけでございます。

○8番（千葉勇治君） その後に誤りが出てきたんだすべ。

○理事長（浅野 元君） 誤りというか、こういったフィルターの違いが出てきているということは。

○議長（平渡高志君） 千葉議員、一問一問でありませぬので、以上で番8番千葉勇治君の一般質問を終了します。以上です。（「ありがとうございました」の声あり）

日程第5 議案第24号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

○議長（平渡高志君） 日程第5、議案第24号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。総務課長阿部愛子君。

○総務課長（阿部愛子君） それでは、議案第24号について御説明いたします。

議案書の1ページをごらんいただきたいと思います。

議案第24号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。

このことにつきましては、国の人事院勧告に準じ、組合の場合ですと助役でございます。期末手当について、0.05月をプラスするものでございます。

第1条と第2条がございますが、第1条が平成29年12月期から適用となり、第2条につきましては、平成30年度以降について同じくトータル年0.05月プラスとなるよう改正する内容となっております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第5、議案第24号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第25号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（平渡高志君） 日程第6、議案第25号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。総務課長阿部愛子君。

○総務課長（阿部愛子君） それでは、議案第25号について御説明いたします。

議案書の2ページをごらんいただきたいと思います。

議案第25号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

このことにつきましては、国の人事院勧告に準じ、第1条につきましては一般職の勤勉手当について0.1月をプラスするものでございます。

2ページから8ページの行政職給料表及び医療職給料表につきましても、国に準拠した改正でございます。

8ページにまいりまして、第2条につきましては、勤勉手当につきまして平成30年度以降についてトータル年0.1月プラスとなるよう改正する内容となっております。

この給与改定につきましては、関係市町村での改定と同様の内容で改正するものでございます。以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。8番千葉勇治君。

○8番（千葉勇治君） 大郷議会では、このことについて執行部の説明では、下に厚く、下といいますか若い職員のほうが余計にと、あと高額のいわゆる上位の立場の方には薄くというような中で具体的な金額も出たわけですが、当行政事務組合としてもそういう方向づけ、考え方と理解していいんですか。そのことについてだけ、考え方をお聞きしておきたいと思います。

○議長（平渡高志君） 総務課長阿部愛子君。

○総務課長（阿部愛子君） 同じでございます。若年層は月1,000円ぐらいのアップで、それから年齢が上に上がるにつれて400円ぐらいのアップということで同じような改正になっております。よろしくお願ひいたします。

○議長（平渡高志君） ほかにございせんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第6、議案第25号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第26号 平成29年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）

○議長（平渡高志君） 日程第7、議案第26号平成29年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。財政課長佐々木匡子君。

○財政課長（佐々木匡子君） それでは、議案書10ページをお開き願ひます。

議案第26号平成29年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

平成29年度一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものです。

第1条歳入歳出予算の総額に、それぞれ87万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算総額を38億7,487万3,000円とするものです。

第2項につきましては、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額、11ページにございます第1表によるものでございます。

続きまして、第2条の債務負担行為の補正につきましては、第2表、12ページにございます最終処分場維持業務委託について追加させていただくものです。この業務につきましては、今までも複数年で委託してまいりましたが、29年度で終了することから、新たに委託業者と5年間の契約を締結するため追加いたすものでございます。限度額につきましては8,073万円です。

それでは、別紙の補正予算の事項別明細書で説明させていただきます。お聞き願います。

事項別明細書になります。

1ページと2ページにつきましては、歳入歳出の総括となっております。

3ページをお聞き願います。

歳入でございます。

6款1項寄附金1目教育費寄附金2万5,000円を追加いたしまして3万円とするものです。この寄附金につきましては、黒川郡連合青年団黒川チャリティコンサート実行委員会よりけやき教室の通所児童生徒のためにお使くださいと御寄附をいただきました。適応指導教室の備品購入費に充当させていただくものでございます。

次に、8款繰越金につきましては、し尿処理費前年度繰越金といたしまして85万円を追加するものでございます。

以上、87万5,000円の歳入の内訳となります。

歳出につきましては、業務課長より説明申し上げます。

○議長（平渡高志君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長兼教育次長（佐藤初雄君） それでは、歳出について御説明申し上げます。

最初に、4款2項1目し尿処理費の11節光熱水費につきましては、電気料を精査しまして114万8,000円を減額するものでございます。15節工事請負費につきましては、浄化槽汚泥の焼却用のバーナーにふぐあいが生じたところから補修工事を行うものと、処理棟西の雨漏り修繕工事として、合わせて199万8,000円の増額をするものでございます。し尿処理費合計としましては85万円の増額で6,059万3,000円とするものでございます。

次に、4款2項2目ごみ処理費の11節需用費の燃料費につきまして、最終処分場の仮置きごみ積み込みに使用します重機用燃料を精査しまして49万1,000円を増額、また来年4月よりの収集方法の改正によります、それをお知らせするために「ごみの分別と出し方」と題しますパンフレットの印刷代として46万3,000円を増額、一方、光熱水費につきましては電気料を精査しまして95万4,000円を減額しまして、合計としてごみ処理費については増減なしとするものでございます。

次に、6款3項1目適応指導教室費の18節庁用器具費につきましては、中学生用のほぼ大人用と同サイズの学童用椅子5脚の購入として2万5,000円を増額するものでございます。

歳入歳出予算の補正は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第7、議案第26号平成29年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 全員起立です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これをもって、平成29年第5回黒川地域行政事務組合議会定例会は、提出された議案を原案のとおり可決されました。

会議を閉じます。

平成29年第5回黒川地域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでございました。

午前11時12分 閉会

以上、上記会議の顛末を記載し、その正当なることを証するため署名する。

平成29年12月27日

黒川地域行政事務組合議会

議 長 平 渡 高 志

署名議員 早 坂 豊 弘

署名議員 佐々木 春 樹